

民間認定こども園での虐待事案に係る行政指導（改善勧告）について

市内民間幼保連携型認定こども園 1 か所（以下、当該園）において、保育教諭による園児への不適切な保育があったと令和 7 年 10 月に本市に通報があり、本市が当該園に対し立入調査等を実施した結果、虐待と認められる事案を確認したため、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、公表します。

なお、本市は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法）」第 20 条の規定に基づき、令和 8 年 3 月 23 日付けで当該園を運営する法人（以下、法人）に対し、行政指導（改善勧告）を行いました。今後、再発防止に向けた改善状況の報告を求めます。

また、本事案の公表に当たっては、同ガイドラインに基づき保育所等における虐待等の防止に向けた各自治体の取組に反映することを目的としており、虐待等を受けた園児及び他の園児への影響等を考慮し、当該園の施設名等を非公表としています。

1 事案の概要

令和 7 年 10 月 28 日、当該園内において複数の不適切な保育があったと本市に通報が入ったため、10 月 30 日以降、当該園に対する立入調査（特別監査等）を実施し、事実関係の確認を進めました。

調査の結果、令和 7 年 9 月 25 日、10 月 10 日、14 日、16 日、17 日において、保育教諭等によって、園児の耳をつかみ勢いよく引き倒す、園児に牛乳を無理に飲ませるなどの虐待行為 21 件^{※1}、園児の右肩あたりを手で強く押す、園児の臀部を叩こうとするなどの不適切行為^{※2}4 件が確認されました。（詳細は別紙「虐待事案に係る概要」参照）

※1 7 件の行為で身体的虐待と心理的虐待の重複あり

※2 虐待とまでは認められないが、こどもへの関わりとして適切とは言えない行為

<経緯>

日付	内容
令和 7 年 10 月 28 日	当該園内で不適切保育事案が複数あったと本市に対し通報が入る。
10 月 30 日	本市が当該園を訪問し、当該園から事案の説明を受け、保育室のカメラ映像を確認。 園児の安全確保を指示。
11 月 5 日、7 日	本市が事実確認のために当該園を訪問し、聞き取り調査を実施。
11 月 10 日	当該園において本事案の調査を開始。
11 月 17 日	本市が当該園に立入調査（特別監査）を実施。
11 月 25 日	法人から本市に本事案に関する調査報告が提出される。

12月17日、24日、25日	本市による聞き取り調査を実施。
令和8年3月23日	認定こども園法第20条の規定に基づき、当該園に対し行政指導（改善勧告）

2 今後の対応

- ・当該園を運営する法人に対し、令和8年4月23日までに書面にて改善状況の報告を求め、現地にて教育・保育の実施状況を確認します。
- ・当該法人に対し、教育・保育状況の改善に向け指導を継続しつつ、改善状況の確認を行います。
- ・市内のすべての就学前教育・保育施設に対し、本事案の発生及び虐待の未然防止、こどもの人権を尊重した教育・保育の徹底に関して周知し、注意喚起を行います。

3 参考

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省：令和7年8月改訂）

Ⅲ 都道府県・市町村等の所管行政庁における対応 5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 (6) 虐待と判断した場合の対応 ①保育所等への指導

さらに、行政の透明性の確保という観点から事案の公表を基本としたうえで、その性質や重大性等に応じ、対応について適切に判断していくことが重要である。公表は、保育所等における虐待等の防止に向けた各自治体の取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することにより当該施設に対して制裁を与えることを目的とするものではないことに配慮するとともに、虐待等を受けたこどもやほかのこどもへの影響に十分配慮する形の公表とすることに留意が必要である。

問い合わせ先	担当課：子ども青少年局 子育て支援部 幼保支援課 担当者：岩城、吉村（3397,3309） 電話：072-228-0283 ファックス：072-222-6997
--------	--

虐待事案に係る概要

1 概要

市内の民間幼保連携型認定こども園 1 か所（以下、当該園）において、保育教諭による園児に対する虐待を行っているとの疑いが認められたため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条及び子ども・子育て支援法第 38 条に基づき、施設に対する立入調査を実施した。

本資料では、以下において、調査内容、確認した事項及び当該園を運営する法人（以下、法人）に対し改善を求める事項等を記載する。

2 経過

日付	内容
令和 7 年 10 月 28 日	当該園内で不適切保育事案が複数あったと本市に対し通報が入る。
10 月 30 日	市が園を訪問し、当該園から事案の説明を受け、保育室のカメラ映像を確認。園児の安全確保を指示した。
11 月 5 日・7 日	市が事実確認のために当該園を訪問し、聞き取り調査を実施。
11 月 10 日	当該園において本事案の調査を開始。
11 月 17 日	市が当該園に立入調査（特別監査）を実施。
11 月 25 日	法人から本市に本事案に関する調査報告が提出される。
12 月 17 日・ 24 日・25 日	市が当該園の職員に対する聞き取り調査を実施。

3 調査

(1) 目的

通報のあった虐待疑い事案に関して事実確認の調査を行い、併せて事案に至った背景要因を精査し、是正を要する事項が認められた場合は指導等を行い、施設の運営改善を求めることで、園児の安全確保及び保護者の安心につなげる。

(2) 対象事案

令和 7 年 9 月 25 日、10 月 10 日、14 日、16 日、17 日に発生した虐待疑い事案

(3) 調査手法

職員に対する聞き取り調査、保育日誌、指導計画等による教育・保育内容の確認、事案に係る保育室内カメラ映像・音声の確認 等

聞き取り調査 実施期間	令和 7 年 11 月 5 日、11 月 7 日、11 月 17 日、 12 月 17 日、12 月 24 日、12 月 25 日
対象者	園長（1 名）、主任（1 名）及び保育教諭（19 人）

4 調査で確認した行為

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和 7 年 8 月 こども家庭庁・文部科学省（以下、国ガイドライン）」に基づき、虐待等の発生状況を確認したところ、以下のとおり、保育教諭等 5 名による虐待 21 件と不適切な行為 4 件の発生が認められた。

<虐待：21 件>

（身体的虐待及び心理的虐待）

- ① 園児の耳をつかみ、勢いよく引き倒した。
- ② 他児の頭を叩いた園児に「なんで叩くんよ、あんたは」と大声で怒鳴り、頭を叩いた。
- ③ 勢いよくベビーベッドから降ろす、右手で頬を叩くように正面を向かせる、叩く勢いで両頬を挟む行為を繰り返し、「早くしてって言ってるよね。しつこいねん」、「わかった？」など威圧的な口調で言った。
- ④ 泣いている園児（乳児）に対して首が揺れるほどの強さで勢いよく抱えた後、布団上に放り出した。
- ⑤ 園児の背面から口元にコップを当て、のけぞるような姿勢になっているにもかかわらず、牛乳を無理に飲ませた。
- ⑥ 何の声かけもなく不意に園児の手を叩いた。
- ⑦ 園児の足首を持ち、勢いよく引きずり寄せ、頭を叩き、無理やり座らせ「座りなさい」と大声で指示した。

（身体的虐待）

- ① リトミック活動をしている際、ハイハイをしている園児の頭を叩いた。
- ② 床に寝転がっている園児の臀部を叩いた。

（心理的虐待）

- ① 泣き叫んで嫌がる園児（幼児）を 0 歳児のベビーベッドに寝かせ、他児の哺乳瓶を咥えさせようとした。
- ② 「抱っこでミルクとかないの！もう無理！」と大声で感情的に怒った。
- ③ 牛乳を無理に飲ませる行為を同じ円形テーブルに座る複数他児の面前で行った。

（ネグレクト）

- ① 泣き続ける園児（乳児）に対し、情緒的欲求に応えなかった。
- ② 園長は他の職員等がこどもに対し、不適切な指導を行っている状況を放置した。

<不適切な行為：4 件>

- ① 他児を押した園児の右肩あたりを手で強く押した。
- ② 排泄後の着脱の際、ズボンを手を持ったまま歩き出そうとした園児の臀部を叩こうとした。
- ③ 寝転がっている園児の両足首を持って、両足を交互に上下に揺らしながら後方に 3 メートルほど場所を移動させた。
- ④ 園児の足首を持って無言で職員の前へ引き寄せた。

5 虐待等に至った背景要因

- 園児に対する厳しい指導が園の組織風土として、過去から根深く継承されており、「〇〇させないといけない」という古い保育観に基づく食事指導や取組活動等、園児主体ではなく保育教諭主導の教育・保育が実践されていた。
- 勤続年数長いアルバイト職員等が行う過去の教育・保育方針に意見し難い雰囲気があり、園内における園長及び保育教諭間のパワーバランスが崩れ、厳しい指導が行き過ぎた指導に至っても、変え難い状況にあった上、園長も、行き過ぎた指導を変える必要性を認識していたが、必要な手立てを十分講じていなかった。
- 指導が園児や保育教諭の面前で行われており「そこまでしなくても」という思いを持つ者がいたが、これらに対する園長や主任に相談する体制が組織として制度化されておらず、保育教諭間での日々の振り返りや気づきとして具体的に声をかけ合うなどの改善も図られない状況であった。
- 乳児や幼児など年齢に合わせた適切な関わりや教育・保育に関して、担当保育教諭への指導が十分であったとは言えず、園児への望ましい関わり方や教育・保育に関する引継ぎも十分ではなかった。
- 教育・保育に関する研修等にも多数参加していたものの、研修での学びを職員間で共有し自身のことと考へ、日々の教育・保育に活かす機会も十分ではなかった。
- 教育・保育要領に記載のある教育・保育内容を計画し、実践を通して日々の振り返りを行い、園児にとって、より良い計画や内容に改善していくことや、園内においてコミュニケーションが日頃から活発にでき、風通しのよい職場環境を作るなど、園としての責務を果たせていなかった。

6 改善を勧告する事項

国ガイドラインに定める虐待行為が認められたため、以下に関して改善を勧告する。

- 園児の心に寄り添った保育を行うこと
- 保育理念・こども理解の振り返りと再発防止に向けた取組方針を策定すること
- 園長を含む全職員に対し虐待防止研修を徹底し、こどもの人権を尊重する意識を共有すること
- 園児と保護者、職員にとって安全安心な園を実現するため、組織風土の改善に取り組むこと
- 園長に対し求められる資質及び管理能力の向上につながる研修を受講させ、保育教諭に対し適切な指導を行うこと
- 職員面談等を通じた報告・相談体制の制度化を図ること
- 体制上の課題を洗い出し、園長及び全職員の役割と責任の明確化を行うこと
- 共有すべき内容が全職員に適切に周知・共有する仕組みを構築すること
- 保育教諭間で日々の教育保育の振り返りを行い風通しのよい職場体制を形成すること
- 教育・保育の質の向上に関する研修を徹底し、研修での学びを保育教諭間で共有するだけでなく、自己研鑽にも役立てること
- 市による指導結果及び再発防止に向けた取組方針に関して保護者に対して適切に説明し、信頼回復に努めること

7 改善の確認

当該園を運営する法人に対し、令和 8 年 4 月 23 日までに書面にて改善状況の報告を求め、現地で教育・保育の実施状況を確認する。